

だい かい は ち おうじししょうがいしゃけいかくおよ しょうがいふくしけいかくさくていいんかい きじろく
第9回八王子市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会 議事録

【日 時】 へいせい ねん がつ にち ちく
平成26年11月13日（木）9:00～12:00

【会 場】 かい しょう かい かいぎしつ
八王子市役所 8階 802会議室

【出席者】 しゅっせきしゃ
まついいいん つかだいいいん ふるはたいいん はちちやういん ど いいいん おおすかいいいん
松井委員、塚田委員、古畠委員、八町委員、土居委員、大須賀委員、
すぎうらいいん りゅうざきいいいん す が いいん つねかわいいいん よしだいいいん ひきた いいいん
杉浦委員、龍崎委員、須賀委員、恒川委員、吉田委員、匹田委員、
こばやしまさおいいいん こばやし いいいん いまいいいいん
小林正生委員、小林ますみ委員、今井委員、

【傍聴者】 ほうちやうしゃ
1名

1. かいかい
開会

2. しょうがいふくしけいかくだい しょう ていきやう しょうがいふくしけいかく
障害福祉計画第5章「サービス提供について（障害福祉計画）」について

じむきよく しょうがいふくしけいかくだい しょう ていきやう ちいきせいかつ
事務局より、障害福祉計画第5章「サービス提供について」の「⑥地域生活
しえんじぎやう ひつすじぎやう りかいそくしんけんしやう けいはつじぎやう じはつてきかつどうしえんじぎやう
支援事業」「(1)必須事業」、「①理解促進研修・啓発事業」「②自発的活動支援事業」
「③相談支援事業」「④成年後見制度利用支援事業」について、説明があった。

こばやし いいん
(小林ますみ委員)

ちいきせいかつしえんじぎやう せつめい なか げんこうけいかく
地域生活支援事業の説明の中で、現行計画から「コミュニケーション」という
もんごん さくじよ りやう
文言を削除しているが、これはどういった理由からなのか。

じむきよく
(事務局)

しょうがいふくしけいかく だい き しえんじぎやう よ
障害福祉計画（第3期）で「コミュニケーション支援事業」と呼ばれていたもの
が、だい き くに ししん いしそつうしえんじぎやう めいしやう へんこう
が、第4期の国の指針では「意思疎通支援事業」に名称が変更したため、それ
に じゆん かたち へんこう
準じる形に変更している。

おおすかいいいん
(大須賀委員)

そうだんしえんじぎやう りやう み こ しょうがいしゆべつ うちわけ
「③相談支援事業」のサービス量の見込みについて、障害種別ごとの内訳は
どうなっているのか。

じむきよく
(事務局)

しょうがいしゅべつ ずうち しょうりょう げんざいてもと ごじつれんらく
障害種別ごとの数値についての資料が現在手元にないため、後日連絡をする。

おおすかいじん
(大須賀委員)

そうだんしえんじぎょうしょ いりょうきかん ほけんじょ ちいきほうかつしえん どう さまざま きかん
相談支援事業所では、医療機関や保健所、地域包括支援センター等の様々な機関
から困難ケースが持ち込まれており、すべて受け入れるのはパンク状態になって
いる。たらい回しにはしたくないため、八王子市障害者福祉課の基幹相談支援セ
ンターとしての位置づけを明確にして、周知を進めてもらえればよい方向に進ん
でいくのではないかな。

じむきょく
(事務局)

そうだんしえんじぎょうしょ あつ かいぎ ひら じょうほうこうかん とも じりつしえんきょう
相談支援事業所が集まって、会議を開き情報交換をすると共に、自立支援協
議会の地域移行継続部会でも、困難ケースについて検証を行っている。専門機関
のネットワークづくり等、地域生活支援拠点等の整備において、そのような課題に
ついて地域でどの様に支援していくのかも含めて考えていきたい。

じむきょく しょうがいふくしけいかくたい しょう ていきょう ちいきせいかつ
事務局より、障害福祉計画第5章「サービス提供について」の「⑥地域生活
支援事業」「(1) 必須事業」、「⑤意思疎通支援事業」「⑥日常生活用具給付事業」
「⑦移動支援事業」「⑧地域活動支援センター事業」について、説明があった。

はちちやうじん
(八町委員)

ちいきかつどうしえん はちおうじえき しゅうへん はちおうじし しいき ひろ
地域活動支援センターは八王子駅の周辺にしかない。八王子市の市域の広がり
や人口規模を考えると、もう少し広域的に設置できればよいのではないかな。身近
なところで使えるように施設数を増やすことも検討してほしい。

どいじん
(土居委員)

だい しょう ていきょう しょうがいふくしけいかく げんじょう ひょうか
第5章「サービス提供について(障害福祉計画)」では、現状についての評価
がないため、現状何も問題がないということで見込量が設定されているように
感じる。実績値は、今の制度に合致している利用者数であり、ニーズはまた別に
あるため、それに対する評価なしでは数字の根拠や信頼性が低くなり、問題の解決
には至らないのではないかな。

じむきょく
(事務局)

げんじょう ぶんせき ひょうか じりつしえんきょうぎかい おこな 現状の分析・評価については、自立支援協議会でも行ってきており、それを踏まえてサービス量の見込みを設定している。また、第4章「施策の展開(障害者計画)」では、もう少し大きな視点で、現状の評価と今後の施策の展開について記載している。地域活動支援センターについては、センター自体の増設については、市単独ではできず担い手の協力が不可欠であるため、今すぐに盛り込むということは難しい。財政的な調整についても、地域生活支援事業は国の補助金はあたま打ちであり、展開の幅を広げるには市の単独財源を利用することになる。

よしだいいん
(吉田委員)

「⑤意思疎通支援事業」について、意思疎通の問題は、視覚・聴覚・言語機能・音声機能等の障害に限らず、どの障害の方にとっても大きな問題になっている。知的障害においてもICT機器の進歩によって、知的障害の重い、話のできない方やなかなか具体的なことが話せない方でも、意思疎通が行える非常に有効な機器ができてきている。意思疎通支援事業についても、そういった障害の方への視点があるとよい。また、そういった機器の使い方について伝える事業も必要ではないか。

じむきょく
(事務局)

技術の進歩により様々な新しい機器ができており、そういった機器に対する支給の相談が市の窓口で寄せられている。国の指針を基に市でも日常生活用具給付事業を行っているが、時代の変化についていけないのが現状となっている。近隣の市町村との連絡会等で情報交換を行いながら、少しずつ見直しを図っている。新しい機器については、利用者と市で相互に情報交換をしながら、今後の体制を整えていきたい。使い方については、講習会を企画する等、意思疎通支援事業の中に読み込めるものであれば、今後検討していきたい。

よしだいいん
(吉田委員)

意思疎通支援事業の対象の中に、知的障害に対応したものがないのが気になる。障害のある人はコミュニケーションが上手くいかないことが多いため、機器を給付するより先に、市役所等の公共の施設についてはそういった意思疎通支援機器を設置する等、そこを支援できるような、また、それぞれの障害を網羅でき

るような記載をしてほしい。

(事務局)

第5章「サービス提供について(障害福祉計画)」はサービス量の見込みについての記載となるため、ここに記載することは難しい。第4章「施策の展開(障害者計画)」で情報提供については記載しているため、それによって代えさせてほしい。

(龍崎委員)

日常生活用具給付事業については、八王子市は通信手段等の機器の給付は充実しているが、色を識別する機器のような、自立した日常生活を送るうえで必要となるその他の機器についても認めてもらいたい。情報については不足しているという話であったため、当事者としても市になるべく相談・情報提供できるよう、八王子視覚障害者福祉協会に持ち帰って話をしていく。

(小林ますみ委員)

日常生活用具給付事業については、技術の進歩により様々な機器が出てきているため、物を限定して給付するのではなく、限度額を設けて給付する等、当事者にとって使いやすい制度になるとよいと思う。

(須賀委員)

日常生活用具給付事業の実績とサービス量の見込みの表について、個々の内訳だけではなく、合計も記載してほしい。

(事務局)

合計も記載するよう対応する。

事務局より、障害福祉計画第5章「サービス提供について」の「⑥地域生活支援事業」、「(2)任意事業」、「(3)地域生活支援事業見込み量確保のための方策」について、説明があった。

(大須賀委員)

「①巡回入浴サービス事業」について、ニーズに対して入浴車の台数が少ないため、利用件数が重なり利用時間が読めず、夜遅くになってやっと入浴できるというような現状にある。入浴車の台数を増やすことは難しいため、歩ける範囲の地域の中で、介護保険の事業所の入浴設備を利用できるようなモデル事業ができればよいと思う。件数が増えるだけでは解決できない問題があるのではないか。

(事務局)

巡回入浴サービスのニーズは高まっているが、入浴設備の増設は事業者の負担になるため難しい状況になっている。他には、ヘルパーの派遣による入浴介助という方法もある。介護保険については制度的な問題もあるため、担当所管とも話し合いながら、その他の方法も含めて検討していく。

(塚田副委員長)

八王子市が中核市に移行するにあたり、介護保険事業の事業者の指定についての権限も委譲されるのか。

(事務局)

中核市への移行により、指定も含めて、介護サービス及び障害福祉サービス事業者の人員や設備、運営に関する権限が委譲される。

(塚田副委員長)

乱暴な意見だが、事業者が介護保険の事業者指定を取るときに、障害の事業者の指定についてもあわせて勧めてもらえれば、事業者が一気に増えるのではないか。障害福祉サービスでは、支給決定しても受け皿が少ないという慢性的な問題があるため、八王子市として、介護サービスと障害福祉サービスがコラボできるような方向性について探ってもらいたい。

(大須賀委員)

実際に、障害のある孫を持つ高齢の利用者に関わっている介護サービスの事業者が、移動支援事業者の指定を取って利用者の孫のガイドヘルパーをしてい

る事例もある。中核市に移行するにあたり縦割りを解消して、行政サイドとして、高齢者も障害者も支援が必要な地域サービスとして、一体でサービスを利用できるような仕組みをつくってほしい。

(事務局)

事業者としても、ニーズがあればそういった方向に進んでいくと思う。介護サービスと障害福祉サービスは類似する部分もあり、今後障害者の方が高齢になっていくと、介護と障害福祉の接点は必ず出てくることになる。中核市として、条例をつくる時は高齢者施策と障害者施策はコラボしていく、ということが基本的な考え方になっている。また、事業者がどこまで障害福祉に踏み込めるのかということについては、事業者の問題もあり、市としてどの様に関わっていくかということについても勉強していきたい。

事務局より、障害福祉計画第5章「サービス提供について」の「⑦障害児支援」「⑧計画の達成状況の点検及び評価」について、説明があった。

(須賀委員)

「②医療型児童発達支援」の「市の基本的な考え方」の中で、「市内に事業者がないため、市外の事業者で」という文言があるが、これは「事業者」ではなく「事業所」ではないのか。

(事務局)

八王子市では、事業所もないが事業所を運営する事業者自体がないため、このような記述になっている。

(吉田委員)

放課後等デイサービスでは、ここ2年程で事業所の数が大きく増え、児童の放課後が大きく様変わりしている。サービス事業所が増えたことは素晴らしいことだが、質について様々なところで問題が出てきている。「利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。」とあるが、質の問題をどう改善していくのか、研修や一定のレベルを保つための指標等があればよいと思う。

(事務局)

放課後等デイサービスについて、国の検討会でも事業内容の質については、ばらつきがあるという意見が出ており、今後、厚生労働省が一定のガイドラインを作成する予定となっている。児童福祉法に関連する事業については、中核市に移行しても市に権限が委譲されないため、引き続き東京都が担うことになる。虐待防止や感染症対策等については、市として他の事業者と同様に指導を行い、また、相談等があれば積極的にのっていきたいと考えている。

(恒川委員)

難病や障害のある子どもに対して、生まれてから保育所等に入るまでのフォローが不足している。全員が保育所等に入るわけではなく、鬱々として引きこもってしまう親も多くいる。そういった方への施策はどこに含まれているのか。

(事務局)

保育所は、基本的に就労している親を対象とした預け先となっており、未就学児一般に対しては、療育の場として児童発達支援が対象となる。そのなかでも、医療的ケアが必要な障害児に対しては、医療型児童発達支援というサービスがあるが、市内に事業者がなく、多摩市の島田療育センターが一手に引き受けている現状になっている。

(恒川委員)

地域子ども家庭支援センターを活用して、障害児と健常児が一緒に何かを行うといったサービスについて、今後考える余地はあるのか。

(事務局)

障害福祉サービスとして行うことは難しいが、子ども家庭支援センターは障害の有無に関わらず、子どもと家庭に関する総合相談を行っており、交流事業の一環として既に行っているところもあるかと思う。現状把握をしながら、働きかけを行っていく。

(古田委員)

保育所等訪問支援については、すぎな愛育園では東京都からの要請により、来年度から児童発達支援センターとして行う予定になっている。八王子市としては、子育て支援課が巡回発達相談を行っており、子育て支援課と障害者福祉課との連携が大切になってくる。難病の子どもについては、医療型児童発達支援が対応しており、少し体力が付いた後には病児保育での受け入れが進めばよいと思う。

（大須賀委員）

障害児の計画相談については、サービスの利用が本人のニーズなのか保護者のニーズなのかの判断が難しくなっている。デイサービスを30日間支給決定するというようなことは、必要な場合もあるが、家族が子育てを分からなくなってしまい、親が子どもの好きなこともわからないような状態になってしまう恐れもある。子どもの頃にきちんとした対応をしないと、大人になってサービスの使い方が分からなくなってしまい、将来入所で見てもらえなくなってしまうような状態になってしまう。相談支援専門員が、本人ニーズを保護者に分かってもらいながら、様々な機関と連携してサービス等利用計画を作成すると、月2件が許容量になってしまう。児童の相談支援専門員の質も量も増えるようにするために、単価も含めて採算が合うような仕組みにしていかなければいけない。事業者や国任せでなく、八王子市として障害児のサービスのコーディネートについて、どうしたらよいか一緒に考えてほしい。

（古畠委員）

放課後等デイサービスの実態として、月曜日から金曜日まで1か所の事業所を利用することは現実的に難しいため、利用者は曜日ごとに様々な事業所を利用している。また、土曜日と日曜日にも利用したいという保護者が多く、土曜日と日曜日にやっている事業所は少ないため、その事業所に集中するといった現状になっている。支給量は多いほうがよいと考える保護者も多く、相談支援事業所と相談支援専門員の質を上げる施策を行ってほしい。

（事務局）

正確な数字は把握していないが、放課後等デイサービスの支給量について月30日決定している場合もあるが、市としては例外的な対応だと考えている。個々の事情を聞きながら支給決定しているが、支給量を制限することによって、それにより虐待につながってしまっただけとはいけないことは常に懸念している。こういった現状に関しては、障害の有無に関わらず、一人親世帯や共働き世帯が多くなっているという社会的な背景がある。八王子市だけの問題ではなく、全国的な課題となっている。

(土居委員)

「(2) 障害児支援見込量確保のための方策」に「サービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。」とあるが、アンケート調査でもサービスに関する情報が少ないという意見が多くなっており、サービスに関する情報提供について、現状どうしているか、今後どうしていくのかについて説明してほしい。

(事務局)

特別支援学校での説明会や、家族からの依頼による出前講座で説明を行っているが、そういった待ちの体制だけでなく、市としても積極的に情報の提供をしていかなければいけないと考えている。また、障害者福祉課と子ども家庭部との連携を強化し、どこでも情報を得られるような状況にしていきたい。

3. 第1章から第4章までの検討結果骨子の確認について

事務局より、障害者計画・障害福祉計画第1章から第3章について、説明があった。

(小林ますみ委員)

第1章「計画策定にあたって」において「平成24年6月に『障害者総合支援法』が」とあるが、これは「障害者総合支援法」ではなく「障害者自立支援法」ではないか。

(事務局)

しょうがいしゃじりつしえんほう しゅうせい
「障害者自立支援法」に修正する。

どいいいん
(土居委員)

きんねん とくべつしえんがっこう せいとすう ふい はなし き だい しょう
近年、特別支援学校の生徒数が増えているという話を聞いているが、第2章
しょうがいしゃ と ま げんじょう しなのおよ きんりん とくべつしえんがっこうこうとうぶ しょうきょう
「障害者を取り巻く現状」の「③市内及び近隣の特別支援学校高等部の状況」
すうじ み ふい み はちおうじもうがっこう
の数字だけを見ると、そこまで増えているようには見えない。また、八王子盲学校
たちかわ がっこう こうこういちねんせい にんすう にん じんこうげん
と立川ろう学校の高校一年生の人数が0人となっているが、これは人口減による
せいとすう げんしょう てん はいけい おし
生徒数の減少ということなのか、その点について背景があれば教えてほしい。

よしだいいん
(吉田委員)

はちおうじもうがっこう たちかわ がっこう たまたまはちおうじしがいじゅう こうこういちねんせい
八王子盲学校と立川ろう学校については、偶々八王子市在住の高校一年生の
せいと しんたいしょうがい かか がっこう じどう せいとすう きほんてき
生徒がいなかったというだけで、身体障害に関わる学校の児童・生徒数は基本的
いってい ちてきしょうがい かん はちおうじとくべつしえんがっこう こうこうせい
には一定となっている。知的障害に関しては、八王子特別支援学校では、高校生
せいとすう み がっきゅうぞう がっこうぜんたい じどう せいとすう
の生徒数だけ見れば1学級増となっているが、学校全体の児童・生徒数について
こうしゃ たか へいせい ねん めい げんざい めい そうか
は、校舎が建て替わった平成9年に136名だったものが、現在は398名に増加し
げんざいしょうがくいちねんせい じどうすう めい しょうがくぶ ちゅうがくぶ
ている。現在小学一年生の児童数が28名となっているが、小学部から中学部に
あ しない つうじょうがっきゅう とくべつしえんがっきゅう めいほどせいとすう ふい
上がるときに市内の通常学級や特別支援学級から10名程生徒数が増え、
こうとうぶ ちゅうとうぶ ないぶしんがく にんすう わり わり がいぶ しんがくしゃ
高等部では中等部からの内部進学的人数が4割で6割が外部からの進学者になる
たんじゆん すいけい こんご せいとすう そうか よそう ちてきしょうがい
ため、単純な推計では今後さらに生徒数が増加することが予想される。知的障害
かん とくべつしえんがっこう みなみおおさわがくえん たまさくら おかがくえん どうよう けいこう
に関する特別支援学校については、南大沢学園も多摩桜の丘学園も同様の傾向に
ある。

こばやし いいん
(小林ますみ委員)

もうがっこう しかくしょうがいしゃ じんこう ぜんこく やく まんにん かず すく
盲学校については、視覚障害者の人口は全国で約38万人と数が少ないため、
たまたまはちおうじし こうこういちねんせい
偶々八王子市に高校一年生がいなかったということになっている。

じむきょく しょうがいしゃけいかくだい しょう しさく てんかい しょうがいしゃけいかく せつめい
事務局より、障害者計画第4章「施策の展開(障害者計画)」について、説明が
あった。

まついいんちよう
(松井委員長)

はいち ちいきふくしすいしんきよてん へいせい ねん
コミュニティソーシャルワーカーを配置した地域福祉推進拠点を平成30年ま
でに15か所設置するということだが、「地域の方が気軽に集まれる場」とは、

具体的どの様なものを想定しているのか。

(事務局)

社会福祉協議会が地域の交流の場として、12月1日から石川に第1号をオープンする。社会福祉協議会の職員や町会の方が常駐して、地域の色々な方が気軽に集まって、地域の課題を解決していこうという場になっている。高齢者分野の日常生活圏域に合わせて15か所整備をしていく。

(土居委員)

地域福祉推進拠点で、障害施設でつくった物も置いてもらえるといった話も聞いている。また、コミュニティカフェのような形態だといった話も聞いているが、そういった感じのものになるのか。

(事務局)

高齢者のサロンのようなものだったり、気軽に集まって色々な地域の困りごとを地域で解決するといった場をつくり、そこに行政も入っていき一緒に解決していこうという事業になっている。

(松井委員長)

コミュニティソーシャルワーカーはフルタイムなのか。

(事務局)

コミュニティソーシャルワーカーはボランティアセンターの職員でフルタイムではないが、地域福祉推進拠点には町会の方が常駐して、問題が起こったときにはコミュニティソーシャルワーカーが行って解決する。行政が入ったり、色々な人を巻き込んで地域の課題を解決していこうという施策になっている。

(土居委員)

(1) 地域生活支援の「基本的な考え方」の中で「すべての障害者」という文言があるが、現行計画では「すべての障害者(発達障害、高次脳機能障害も含む)」となっていた。新計画では障害に難病も含まれたことが大きな変更点になって

いるため、表現の方法は考えなければいけないが、障害に難病が含まれたことが分かるようにしてほしい。

(事務局)

「障害者」という言葉については、障害児や難病の方もいるため、新計画の中で何を「障害者」として位置づけるかについて、何らかの形で断りを入れたい。

(土居委員)

「ガイドヘルパー等派遣事業の拡充」に「そのほかの手段による移動の支援について検討します。」とあるのは、通学やボランティアという理解でよいのか。

(事務局)

通学やボランティアに限らず、それを含めて検討していくという意図になっている。

(土居委員)

「既存福祉施設の整備」とあるが、既存福祉施設は公設の施設を指しているのか、それとも民間も含めてのものなのか。既存の福祉施設は多数あるため、どこまでのものを意味しているのか。

(事務局)

民間の事業所も含めた、福祉サービスを行っている施設全般を想定している。

(土居委員)

現行計画では、「既存福祉施設の機能を複合化し、障害者の通所施設への転用を検討する」とあるように、福祉施設に限らず市の施設といった意味合いではなかったかと思う。市有地や市の既存施設を活用した形で、重度重複障害等の運営が大変な事業についての支援を検討してほしい。この項目については、多機能型施設だけでよいのか等、整理が必要だと思う。

(事務局)

げんこうけいかくでは、「既存施設を活用し、障害者自立支援法内施設への移行を促進します。」とあるため、この既存施設とは、主に障害者自立支援法内施設への移行ができていない施設を指していたのではないかと思う。新計画では、就労継続支援B型だけを行っている施設が、生活介護も行うといったことも含めて想定している。新計画の「現状」については整理する。

おおすかいいん
(大須賀委員)

ぜんぜんかいのけいかくのさくていじぎろんでは、「既存福祉施設の整備」については、八王子市には入所施設等の社会福祉法人による大きな施設があるため、そこをいかに活用するかという議論だった。計画は3年ごと見直しが行われ、担当者も変わってしまふため、言葉だけが残って当時の議論から変化してしまっている。既存福祉施設という文言に対する共通認識ができていないため、もう少し整理する必要があるのではないか。

じむきょく
(事務局)

じむきょくとしては、規模の大小や民間か市有かもすべて含めた既存福祉施設というイメージのつくりをしている。計画としては、ある程度含みがあった方がよいのではないかと考えている。案をもらえれば、委員長と調整し修正したい。

まついいんちよう
(松井委員長)

しょうがいしゃそうごうしえんほうしこうごねんめどもなおみなおじかいしゃかいほしょうしんぎかいしょうがいしゃぶかいぎろんよていげんざいかたこていこんごみなお今後見直しがあることを含みながら、施設のあり方を検討するということを念頭に置いておくとよいと思う。

どいいん
(土居委員)

タイトルの「整備」という文言が適当ではないのではないか。

まついいんちよう
(松井委員長)

「活用」や「再活性化」等、文言についてもまた相談したい。

おおすかいいん
(大須賀委員)

「今後の重点施策」に相談支援機能の充実を入れてほしい。地域で暮らすためには、サービスを選ぶにしても提供するにしても相談支援機能は重要であり、親亡き後の成年後見をどうするのかという問題も出てくる。相談支援と成年後見制度利用支援が、今後の地域支援のポイントになってくるのではないかと。また、重点施策の選び方の根拠について説明してほしい。

(事務局)

相談支援も重要だと考えているが、「今後の重点施策」については、国の基本方針と、八王子市が中核市に移行することによる権限の委譲や、条例の制定により新たに市として進めていかなければならないものを中心に記載している。

(八町委員)

独立した重点施策としてではなく、文言の中で相談支援の充実を入れることはできないのか。

(事務局)

説明文の中に相談支援機能の充実について記載することについては、検討したい。

4. 今後のスケジュールについて

事務局より今後のスケジュールについて、説明があった。

5. その他

事務局より、次回の日程について1月27日(火) 10:00からと報告があった。

6. 閉会

(以上)